

募 集

公益社団法人大阪府建築士会／大阪地域貢献活動部会

建築士が参画する 地域貢献・まちづくりを応援します

平成29年度助成対象活動募集

応募締切 平成29年2月28日(火)

■この募集は

建築士等が担う地域貢献活動を促進、活発化し、地域社会の発展に寄与することを目的としています。

大阪府建築士会は、建築士と地域住民等が連携して進めるまちづくりなどの地域貢献活動に対して、

- ①活動費の助成（財務的支援）
- ②情報の提供（地域貢献活動に関わる情報）
- ③技術の提供（建築士による技術的支援）

を行います。

■対象とする活動

原則として、建築士と地域住民等で構成する団体が、地域住民等と連携して進める地域貢献活動で、営利を目的としない、図の8つの活動を対象とします。

■募集区分

図の8つの活動のいずれに該当するものも対象となりますが、「景観部門」と「一般部門」に分けて募集します。

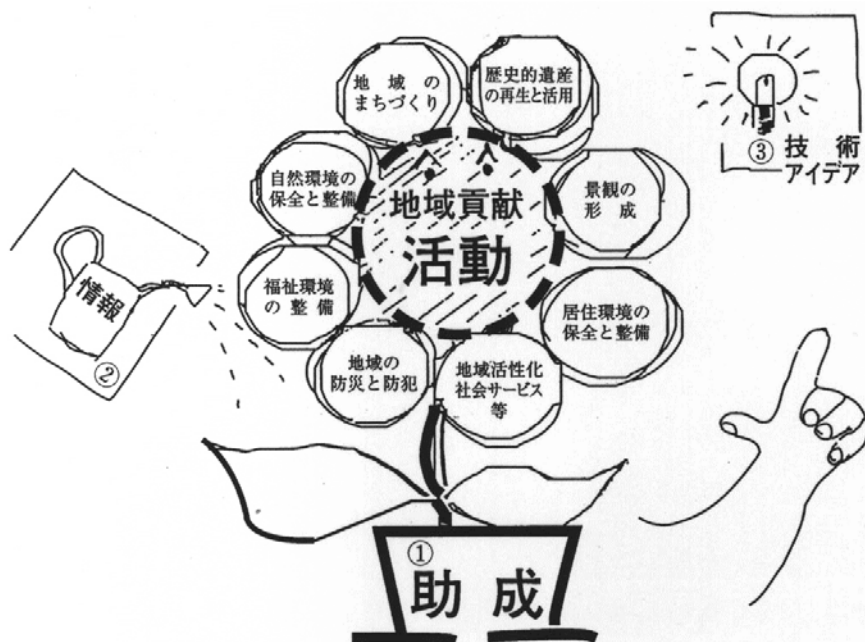
（申請書の「活動のテーマ」の欄に部門を表示）

「景観部門」・・・特に景観の形成に重点をおいた活動

「一般部門」・・・「景観部門」として申請しない場合

無秩序化や全国的な均質化が進んでいた日本の景観は、2004年に景観緑三法が施行され、大きな転換期を迎えています。大阪府建築士会では景観向上の促進に取り組んでいますが、近年の社会的動向を踏まえ、建築士が美しい景観の維持・形成に一層貢献されることを期待し、特に「景観部門」を設けるものです。

景観部門としては、例えば、住宅地や商店街の景観向上、歴史的まちなみの保全、緑化の推進などといった景観形成に関する活動が考えられます。



■応募資格

1. 応募団体は、代表者または活動の参画者に、建築士を含むこと。
2. 応募団体は、大阪府内に所在し、大阪府内で活動していること。

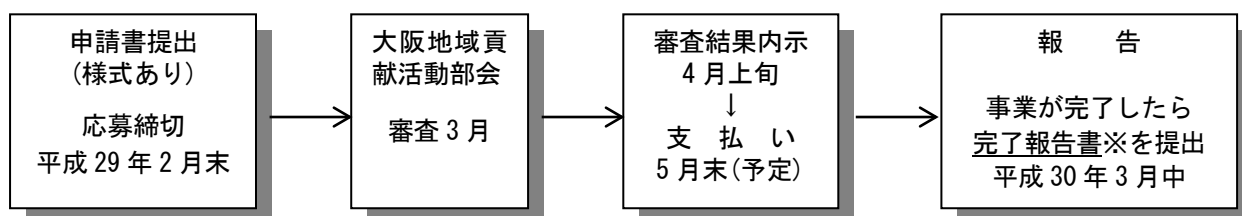
■助成額

1. 同一団体による同一テーマに対する助成の継続期間は3年を限度とし、かつ、1件の助成額は合計30万円を限度とします。また、幅広く助成を行う意味から、他の団体・組織から助成を得ている活動は原則として対象外とします。
2. 活動に係る経費のうち、事業目的達成に不可欠な、会場借上費、印刷費、報償費、PR費、備品購入費等を助成対象項目とし、大阪地域貢献活動部会が必要と認める範囲について助成します。なお、建設や改修等の工事費、団体構成員の人件費、飲食費、交通費等及び申請額の合計が5万円未満の少額申請については、原則として助成の対象外とします。

助成採択の考え方等は、「大阪地域貢献活動事業助成の基本的考え方」大阪府建築士会ホームページを参照して下さい。

■助成申請等の手続き

活動団体の代表者は、所定の助成申請書により必要書類を添えて申請して下さい(提出された申請書は返却いたしません)。 ◆申請書及び活動報告書の様式は事務局からメールで送信します。



平成 29 年度の助成対象活動は、平成 30 年 3 月末までに終了する事業を対象といたします。

支払いは、大阪府建築士会平成 29 年度予算の議決を条件とします。

※完了報告書には活動報告書(様式あり)を添付

※活動報告会を実施する場合がありますので、

その際には、ご協力をお願いします。

■運営

大阪地域貢献活動部会は、公益社団法人大阪府建築士会 社会貢献委員会(まちづくり分科会)の中に組織され、特別会計による大阪地域貢献活動基金で運営しています。

■平成 24 年度から 28 年度までの助成事業

年度	活動団体名	活動テーマ
24	たかつき環境市民会議 里山グループ	竹林整備システムの構築と子ども達への環境教育
	住吉蔵部	住吉区における蔵に関する継続調査と熊野街道沿いの住まい調査
	NPO法人泉州佐野にぎわい本舗	泉州佐野町場郷土検定調査用図書製作及び講座実施
25	住みよいまち&絆研究所	古写真募集活用プロジェクト
	住吉蔵部	「すみよし蔵ものがたりPart II」作成と熊野街道沿いの「すまい」再調査
	特定非営利活動法人摂河泉地域資源研究所	貝塚寺内町と紀州街道 まるごと博物館 春の町家の雛めぐり
26	住みよいまち&絆研究所	古写真募集活用プロジェクト
	特定非営利活動法人摂河泉地域資源研究所	貝塚寺内町と紀州街道 まるごと博物館 春の町家の雛めぐり
27	特定非営利活動法人吹田歴史文化まちづくり協会	魅力的な庭園づくりプロジェクト～古民家の庭再生事業
28	特定非営利活動法人八尾すまいまちづくり研究会	かまどベンチづくり・柏原市片山町「防災ベンチ」設置支援～地域の防災力向上・地域のコミュニティ力向上のためのモノづくり活動～
	(仮称)あべの町屋調査隊	あべの木造町屋・長屋の調査・分析・記録

お問合せ・申請書類の提出は下記事務局まで



公益社団法人大阪府建築士会 大阪地域貢献活動部会事務局

電話：06-6947-1961 FAX：06-6943-7103 メール：info@aba-osakafu.or.jp

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-17 高田屋大手前ビル 5 階

大阪地域貢献活動事業助成の基本的考え方

平成26年 7月28日制定
平成28年10月24日改定
大阪地域貢献活動部会
(社会貢献委員会まちづくり分科会)

1. 目的

本助成は、建築士と地域住民等が連携して進める地域貢献活動に対して一部資金支援を行い、建築士等が担う地域貢献活動を促進、活性化し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

2. 運営

助成は大阪地域貢献活動基金を財源とし、募集、審査等に係る運営は、社会貢献委員会まちづくり分科会に設置する大阪地域貢献活動部会（以下「部会」という。）が行う。

3. 対象とする地域貢献活動

大阪府内において、原則として、建築士と地域住民等で構成する団体が、地域における次に掲げるいずれかのテーマについて、一定の成果を上げることが目的に継続して進めている地域貢献活動を対象とし、一過性の活動、営利を目的とする活動等は対象としない。

イ.景観の形成と保全 ロ.地域のまちづくり ハ.居住環境の保全と整備
ニ.歴史的資産の再生と活用 ホ.自然環境の保全と整備 ヘ.福祉環境の整備
ト.地域の防災と防犯 チ.地域活性化社会サービス 等

4. 応募条件

- (1) 応募する団体または活動の参画者に建築士（大阪府建築士会会員に限らない）を含むこと。
- (2) 大阪府建築士会の委員会（分科会）事業については、対象外とするが、地域分科会等が地域住民と連携・協働して進める活動について応募することができる。
- (3) 大阪府内に所在する団体が大阪府内で進める活動について応募できる。

5. 助成額

- (1) 助成額は、事業費の一部を助成するものとし、原則として、同一団体による同一の事業に対する助成の継続は3年を限度とし、かつ、合計30万円を限度とする。
- (2) 他の助成を受けている活動（複数の事業を含む場合は他の助成の対象としている事業）には原則として助成しない。

- (3) 活動に係る経費のうち、事業目的達成に不可欠な、会場借上費、印刷費、報償費（講師謝礼）、広報費、備品購入費等を助成対象項目とし、部会が必要と認める範囲について助成する。なお、建設や改修等の工事費、団体構成員の人件費、飲食費、交通費等は助成の対象外とする。
- (4) 原則として、申請額の合計が 5 万円未満の少額申請については、助成の対象外とする。

6. 採択の考え方

採択に当たっては、上記 1 に掲げる目的に合致し、3～5 に掲げる条件を満たす活動について、原則として、次の考え方に基づいて、部会において議論して審査・決定する。

- (1) 建築士がその職能を活かした地域貢献活動を助成の対象とし、建築士が参画していたとしても、建築士の職能を活かしていないと判断される活動は採択しない。
- (2) 地域住民等との連携の姿が見えず、具体的な地域貢献に繋がらない活動（単に、調査、文献研究、資料収集、ホームページ作成等を目的とした活動等）は採択しない。
- (3) 団体構成員の自己研鑽のための勉強会や専門家の調査研究の域に留まる活動は採択しない。
- (4) 意義を有する活動内容であっても、事業費総額が高額で、本助成の効果が少ないと判断される活動は採択しない。
- (5) 初動期にあつて、本助成によって活動が促進・展開されることが見込まれる活動を、既に軌道に乗って進められていると判断される活動より、優先的に採択する。
- (6) 採択に当たっては、申請書に基づいて審査することを基本とし、申請書に不備（内訳書が添付されていない等）がある場合や記載内容が不明な部分については、申請書の差し替えを行わせ、審査することができる。
- (7) 申請のあった活動内容に部会が条件を付して採択することができる。

7. 完了報告等

助成を受けた活動団体は、当該事業終了時に委員会に完了報告書（成果を添付）を提出する。2 年以上継続する活動の場合は、年度ごとに中間報告書を提出する。

また、部会は、助成を行った活動団体に、随時その報告（報告会を含む）を求めることができる。

なお、完了報告書が提出されない場合または申請内容と実施内容が著しく異なる場合は、助成金の返還を求める。